

1. 労働者に対する職業生活に関する機会の提供

基準日 令和8年4月1日

- ・ 管理職に占める女性労働者の割合 39.2%（男性：17名、女性：11名）
- ・ 労働者に占める女性労働者の割合
 - 全労働者 69.9%
 - 正職員 62.9%
 - 有期契約職員 76.4%

2. 職業生活と家庭生活との両立に関する雇用環境の整備

対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

- ・ 労働者の一月当たりの平均残業時間
 - 全労働者 2.7時間
 - 正職員 4.2時間
 - 有期契約職員 1.5時間

3. 男女の賃金の差異

対象期間： 令和7年4月1日から令和8年3月31日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	80.6%
正職員	70.1%
契約職員	68.4%

社会福祉法人 四天王寺福祉事業団 男性労働者の育児休業取得率について

公表前事業年度： 令和7年4月1日から令和8年3月31日

公表前事業年度において配偶者が出産した男性労働者数に対する、
公表前事業年度において育児休業等をした男性労働者数の割合 20%